

## はじめに

「志免町子どもの権利条例」（以下、「条例」という）は平成 19 年に施行され、平成 29 年に 10 年目を迎えました。条例には第 24 条に、この条例に基づく施策の実施の状況を検証し、子どもの権利を保障するために「子どもの権利委員会」を設置することが定められています。

第 4 期子どもの権利委員会は、平成 29 年 1 月に始動して、3 年間にわたり、第三者的な立場から検証作業を行い、その結果を取りまとめました。

この検証結果や提言が今後の志免町の施策に生かされ、事業に反映し、また改善結果が次期子どもの権利委員会で報告され、子どもの権利を守り、成長を支援するために必要な措置を講じる一助となることを期待します。

令和 2 年 1 月  
志免町子どもの権利委員会委員長  
播磨千鶴